

## 北九州市門司区役所AED一体型広告掲出 仕様書

AED一体型広告を掲出する事業者を次のとおり募集します。

門司区役所、松ヶ江出張所、大里出張所の3施設に設置をしてください。

## 1 仕様について

施設名称 (所在地)	<p>① 門司区役所(門司区清滝一丁目1番1号)</p> <p>② 門司区役所松ヶ江出張所(門司区吉志新町二丁目1番1号)</p> <p>③ 門司区役所大里出張所(門司区大里原町12番12号)</p>
施設詳細	別紙のとおり(設置希望場所、施設利用者数、担当者等)
設置場所の提案	<p>施設詳細に各施設の設置希望場所を記載しています。</p> <p>各施設の設置希望場所を確認のうえ、設置可能なAED一体型広告を施設毎に提案してください。</p>
広告の設置 及び撤去の条件	<p>○AED一体型広告の本体及び広告物の製作、設置、撤去及び維持管理等にかかる費用等について設置事業者の負担とする。また、メンテナンス、破損及び事故対応等の一切の保守管理については、設置事業者の責任と負担において行うものとする。</p> <p>○AED一体型広告の設置については、転倒・落下防止や鋭利な突起物がないこと等、施設利用者への安全措置を十分に講ずること。転倒・落下防止のために補強を必要とする場合は、施設所管課と協議のうえ補強方法を決定し、設置事業者の負担で補強するものとする。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか、確認することとする。</p> <p>○AED一体型広告の運用を終了するときは、設置事業者の負担で撤去し、原状回復した後、施設所管課の確認を受けるものとする。</p>
広告掲出形態	<p>○広告掲出部分とAED収納部分が連結した一体の構造であること。</p> <p>○同一の筐体ではない場合は、広告掲出部分とAED収納部分を連結させる等により、一体の構造であることを満たすようにすること。</p> <p>○広告枠内に、広告である旨を分かりやすく表記すること。</p>
掲出期間	<p>令和7年4月1日～令和8年3月31日</p> <p>※ただし、当初許可年度を含めて、6年を超えない範囲で更新することができます。</p>
AEDについて	<p>○AED本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パッド、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。</p> <p>○本体、電極パッドともに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年8月10日法律第145号)上の認可がされていること。</p> <p>○JRC蘇生ガイドライン2020に適合していること。</p> <p>○音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。</p> <p>○小児に対し使用可能であること。(電極パッドの交換等付属品による対応を含む。)</p> <p>○ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が通常に</p>

	<p>戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し(キャンセルと内部放電)する機能があること。</p> <p>○バッテリー容量、波形出力システム、内部回路等の機能についてセルフチェックを毎日行うものであること。</p> <p>○セルフチェック等で異常があればアラーム音を出して、警告する機能があること。</p> <p>○使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。</p> <p>○本体、バッテリー及び電極パットが製造されてから耐用期間内のものであること。</p>
維持管理について	<p>○AED一体型広告の維持管理については、全て設置事業者が行うものとする。</p> <p>○転倒・落下防止等の安全措置や、設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。</p> <p>○AEDについては、本体の耐用期間及び電極パット等の消耗部品の交換時期を把握し、常時使用可能なように適切な点検、交換を実施すること。またAED使用後には、電極パット等の消耗品の交換を速やかに行うこと。</p> <p>○故障発生時等の緊急時には、AEDが使用できない期間が生じることの無いよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をAED収納部分等に明示すること。</p>
設置台数	<p>各施設1台</p> <p>※施設の規模において、複数台設置可能なところがあれば、提案してください。</p>
広告掲出に係る留意事項	<p>○広告の内容・デザインについては、製作前に、施設所管課のチェックを受けてください。デザインによっては、修正をお願いする場合があります。</p> <p>○掲出期間中に広告内容、デザインが不適切になったと市が判断する場合、広告内容等の変更をお願いすることがあります。</p> <p>○設置にあたっては、既存の設置物を移動する必要がある場合は、施設所管課と協議をしてください。なお、既存の設置物の移動等に係る費用は全て設置事業者が負担することとします。</p> <p>○設置期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、広告の設置を中止することがあります。</p>
募集形態	<p>企画・価格提案方式</p> <p>※価格等提案書には、各施設の設置場所・設置形態等の提案書(様式自由)を添付してください。</p>
広告掲載の範囲	<p>「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」に依ります。</p>
設置期日	<p>令和7年4月1日(火)</p>

※ 制作費(版下・デザイン)、設置に係る費用は設置事業者の負担となります。

※ 提案価格には上記費用を含んでおりません。

※ 広告掲出に係る光熱水費は設置事業者の負担とし、設置後に別途請求となりますので、提案価格には含めないでください。

## 2 申込みについて

申込対象	広告代理店
申込方法	「北九州市門司区役所AED一体型広告掲出事業者募集要項」に記載
申込締切	令和7年2月21日(金)17時00分まで(持参してください)
問合せ先	○今回の募集に関する問い合わせ、提案書及び質疑書提出先 北九州市門司区役所総務企画課(担当:山本、南谷) 〒801-8510 北九州市門司区清滝一丁目1番1号 TEL:093-331-0001 FAX:093-331-1805 E-mail:moji-soumu@city.kitakyushu.lg.jp ○広告制度に関する問い合わせ 北九州市財政・変革局市政変革推進室(担当:和田、生野) 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL:093-582-2160 FAX:093-582-3689